

転入される方へのご案内



転入に伴う西脇市での手続を、内面に記載しています。
必ずご覧いただき、必要な手続をしてください。

播州弁辞典

①べっちょない

(意味) 大丈夫、平気。(例文) Aさん:こないだのケガはどないやいな? Bさん:べっちょない、べっちょない。

②ぴりぴり

(意味) 雨の降り方の様子。ポツポツよりやや弱い。(例文) Aさん:雨がぴりぴり降ってきたなあ。

③さんご

(意味) 散らかっている。(例文) Aさん:ちょっと、じゃますんでー。Bさん:さんごにしとっけんど、どうぞ。

④おく

(意味) 終わる。(例文) Aさん:よーけ(いっぱい)こさえた(作った)な。Bさん:そりやなあ。そろそろおくかいな。

⑤せんどぶり

(意味) 久しぶり(例文) Aさん:こないだ、せんどぶりにCさんと会(おう)たわ。Bさん:元気しとったかいな?

⑥へらへと

(意味) たくさん(例文) Aさん:あんた今日もへらへと呑んできて! Bさん:たまにはええがな。

西脇市に
ようきてくれたったなあ!
(西脇市にようこそ!)



兵庫県西脇市 戸籍住民課
TEL 0795-22-3111(代)
FAX 0795-22-1014

該当するものに○	対象者	西脇市の手続	受付窓口	担当課(内線)
	国民年金 加入者 受給者	第1号被保険者の方は、住所変更の手続が必要な場合があります。年金手帳または基礎年金番号通知書をお持ちください。 住所変更の手続が必要な場合があります。年金証書をお持ちください。	戸籍住民課 年金担当 104番窓口	戸籍住民課 (1041)
	国民健康保険に加入される方	転入した日から14日以内に、国民健康保険資格取得(適用開始)届・保険税の口座振替の手続をしてください。	保険医療課 保険担当 106番窓口	保険医療課 (1061)
	福祉医療費を受給される方	次の医療費受給対象に該当するかお確かめください。 ①乳幼児等医療、こども医療：18歳に達する年度の末日までのお子様 ②母子家庭等医療：母子(父子)家庭又は遺児 ③重度(高齢重度)障害者医療：身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A判定、精神保健福祉手帳1級のいずれかを所持している方 ④高齢期移行：65歳以上70歳未満の方 下記のものをお持ちの上、医療費受給者証の交付申請をしてください(所得要件により非該当となる場合があります。) ①健康保険の資格が確認できる書類(資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナ保険証など) ②本人、配偶者、扶養義務者(制度によって異なりますのでご確認ください。)全員の本人確認書類及びマイナンバーが確認できるもの、又は課税・非課税証明書 ※制度によっては、追加で書類が必要になる場合があります。	保険医療課 医療担当 105番窓口	保険医療課 (1051・1053)
	後期高齢者医療に加入される方	転入届出後14日以内に、後期高齢者医療資格取得届、保険料の口座振替の手続をしてください。		
	介護保険 被保険者証の交付を受けている方 要支援・要介護認定を受けている方	転入届出後14日以内に、加入手続をしてください。 転入届出後14日以内に、認定申請の手続きをしてください。	長寿福祉課 介護保険担当 113番窓口	長寿福祉課 (1134・1135)
	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	手帳、マイナンバーが確認できるものをお持ちの上、住所変更の手続をしてください。	社会福祉課 障害福祉担当 114番窓口	社会福祉課 (1145・1146)
	障害福祉サービスを受給される方	サービスに係る受給者証、マイナンバーが確認できるものをお持ちの上、手続をしてください。		
	自立支援医療を受給される方	自立支援医療受給者証、加入医療保険が確認できるもの(資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナ保険証など)、マイナンバーが確認できるものをお持ちの上、手続をしてください。		
	妊娠されている方	母子健康手帳をお持ちの上、妊婦健康診査費助成券、新生児聴覚検査費助成券の申請をしてください。 市のサポートや認定こども園等の情報をお伝えし、妊娠期からの生活設計(ライフプラン)づくりをお手伝いします。子育て応援ライフプランファイルをお贈りします。	はぴいく サポート センター 115番窓口	はぴいく サポート センター (1154・1155)
	2歳未満のお子様がおられる方	市のサポートや認定こども園等の情報をお伝えし、子育て中の生活設計(ライフプラン)づくりをお手伝いします。		
	7歳6か月未満のお子様がおられる方	母子健康手帳をお持ちの上、お子様の予防接種状況をお知らせください。 必要な予防接種予診票をお渡しします。	健幸都市推進課 117番窓口	健幸都市推進課 (1182)

該当するものに○	対象者	西脇市の手続	受付窓口	担当課(内線)
	児童手当を受給される方	前住所地の転出予定日の翌日から15日以内に、下記のものをお持ちの上、認定請求の手続をしてください。 ①請求者名義の銀行口座の分かるもの(預金通帳、キャッシュカード) ②請求者及び配偶者のマイナンバーが確認できるもの(別居監護で、お子様が市外在住の場合は、お子様のマイナンバーが確認できるもの) ※公務員の方は、勤務先での手続となります。 ※転入時に申請に必要な物をお持ちでない場合も、必ず手続してください。	はぴいくサポートセンター 115番窓口	はぴいくサポートセンター (1151・1152)
	児童扶養手当を受給されている方	継続して手当を受けられる方は、転入した日から14日以内に、住所変更の手続をしてください。 ①年金手帳 ②受給者名義の普通預金通帳 ③受給者、対象児童、扶養義務者のマイナンバーが確認できるもの ④その他(面談時に個別に依頼します。)		
	特別児童扶養手当を受給されている方	継続して手当を受けられる方は、転入した日から14日以内に、住所変更の手続をしてください。 ※県外からの転入の場合 ①受給者名義の普通預金通帳 ②受給者、配偶者、対象児童、扶養義務者のマイナンバーが確認できるもの。		
	認定こども園・市外保育所等に入園を希望される方及び認可外保育施設等に入園を希望される方	入園についての説明や認定申請書等の書類をお渡ししますので、幼保連携課へお越しください。	幼保連携課 116番窓口	幼保連携課 (1161・1162)
	小学校及び中学校の児童生徒	転入届出後、学校教育課にご連絡ください。 新しい学校へ転校用在学証明書及び教科書給与証明書を提出してください。	学校教育課 403番窓口	学校教育課 (4033)
	原動機付自転車をお持ちの方	廃車証明書・運転免許証等をお持ちの上、ナンバープレートの交付を受けてください。	税務課 109番窓口	税務課 (1091・1092)
	防災行政無線を設置されていない方	防災安全課にて防災行政無線を各戸1台無料で貸し出しています。設置の申請をしてください。	防災安全課 201番窓口	防災安全課 (2011)
	犬を飼われている方	生後91日以上の子犬を飼われている方は、飼犬の登録をしてください。 既に登録されている場合は、前住所地で登録していた鑑札をお持ちの上、転入手続をしてください。	環境課 111番窓口	環境課 (1112)
	上下水道を使用される方	水道・下水道の使用開始の手続を行ってください。 また、下水道で井戸水を使用される方は、下水道使用人数変更の届出をしてください。	上下水道お客さまセンター 206番窓口	上下水道お客さまセンター (2061)
	市営住宅に入居される方	建築住宅課で同居の承認手続を行ってください。	建築住宅課 212番窓口	建築住宅課 (2122)

お知らせ

該当するものに○	対象者	西脇市の手続	受付窓口	担当課(内線)
	空き家をお探しの方	「空き家バンク」で空き家の情報提供を行っています。空き家をお探しの方は、空き家バンクの利用登録をお願いします。	建築住宅課 212番窓口	建築住宅課 (2123)
	市税の納付について	市税の納付には、便利で確実な口座振替をおすすめします。口座振替の申込みは、ご利用の市内金融機関、ゆうちょ銀行、郵便局、税務課窓口で受け付けています。	税務課 110番窓口	税務課 (1101)
	未就学の親子(親子の学びや繋がりを希望される方)	未就学のお子様と保護者を対象とした「西脇おやこ交流教室」を開催しています。希望される方は、こどもプラザへお問い合わせください。	茜が丘複合施設 こどもプラザ	こどもプラザ 0795-25-2801

その他のご案内

日曜窓口

戸籍住民課では毎月第2・4日曜日の午前8時30分から正午まで、日曜窓口を開設しています。
(システムメンテナンス等により開設日が変更となる場合があります。詳しくは市ホームページや広報紙でご確認ください。)

【取扱業務】

- 住民票の写し等の住民登録に関する証明書の発行
- 戸籍謄抄本等の戸籍に関する証明書の発行
- 印鑑登録及び印鑑登録証明書の発行
- 市・県民税課税・非課税証明書、軽自動車税納税証明書の発行
- マイナンバーカードの申請補助、交付(※事前予約が必要)
- 電子証明書(マイナンバーカードに搭載)の発行・更新

※ ただし、他の課、他市町村および関係機関との連絡を必要とする事務については取り扱うことができません。平日に改めてご来庁いただく場合がありますのでご了承ください。

※ 郵便物の宛先の変更には、別途郵便局での手続が必要です。
お近くの郵便窓口へお問い合わせください。



咲かそう！人権文化の花を 西脇の地に

本人通知制度へぜひ登録を！

戸籍等の不正取得を
抑止するために

この制度は、事前に登録した人の住民票の写しや戸籍謄本などを代理人やそれ以外の第三者に交付した場合に、交付した事実について登録者本人に通知する制度です。

制度に関するご相談は、戸籍住民課へ
人権に関するご相談は、まちづくり課人権室へ